



定例研究会報告要旨

第 1861 回 (9 月 4 日)

WTO 次期農業交渉の展望 開発途上国の対応

千葉 典

WTO の前身である GATT における開発途上国の位置づけは、基本的には最恵国待遇に基づく加盟国相互間の互惠・平等主義に基づいており、先進国と同等の取り扱いとされていた。しかし、1950 年代に問題化する、国際貿易における開発途上国の地位低下を反映して、早くも 60 年にはディロン・ラウンド (1961 ~ 62) の準備段階で、開発途上国の事情に配慮した特別ルールの要求が提出されている。しかしこの要求は退けられ、低開発小委員会が設置されたケネディ・ラウンド (1964 ~ 67) でも開発途上国問題に関して見るべき成果は得られなかった。開発途上国の特別扱いが GATT において制度的に認知されるには、東京ラウンド (1973 ~ 79) の成果の一つである枠組み協定の成立を待たねばならなかった。

他方、64 年には UNCTAD の第 1 回総会が開催されるとともに常設機関となり、68 年の第 2 回総会では一般特惠関税制度 (GSP) の 71 年からの導入が合意された。さらに 76 年の第 4 回総会では一次産品総合プログラム構想が議題となるなど、UNCTAD は GATT とは異なり、国際商品協定による開発途上国の貿易上の地位向上を目指す路線を取った。しかし、現実には多くの商品協定が機能不全に陥ったのみならず、80 年代以降の累積債務問題の激化や一次産品価格の低迷によって、開発途上国の発言力は弱まり、UNCTAD は GATT に対抗する存在としての役割を弱めていった。

ウルグアイ・ラウンド (1986 ~ 94) において、開発途上国は先進国の市場開放を強く要求し、新分野の交渉に応じる代わりに、天然資源産品、熱帯産品、繊維、農業等の分野で先進国の保護削減を求めた。ウルグアイ・ラウンドの成果のうち農業分野についてみると、開発途上国に対しては保護・支持の削減幅が国内支持・国境措置・輸出競争の各分野で先

進国の 3 分の 2 の水準、削減期間も先進国が 1995 ~ 2000 年の 6 年間であるのに対して 1995 ~ 2004 年の 10 年間と、いっそう緩い条件が認められており、後発開発途上国については何ら義務を課されないなど、特別かつ異なる取扱い (S & D) が保障された内容となっている。

WTO における次期農業交渉はすでに 2000 年から開始されているが、開発途上国はウルグアイ・ラウンドにおける約束実施上の困難解決を優先しており、WTO の制度や運営体制についても、開発途上国の参加を確保し、透明性を高めるよう求めている。農業分野における開発途上諸国の提案を概観すると、国境措置については関心品目に対する市場アクセス改善、国内支持については先進国に対して大幅な削減を求める一方で、開発途上国に関しては許容される政策の拡充を要求しているが、輸出競争に関する姿勢では、撤廃に向けた削減を強く求めるものとあえて言及しないものが混在している。

各国提案について具体的にみると、開発ボックスという政策分類の導入を提唱するケニア、多国籍企業の規制に言及するナイジェリア、比較優位原則に則った貿易システムを支持するエジプト、開発途上国にとっての食料安全保障を重視するインド、基本的食料の特別扱いを主張する韓国、移行経済に特有の事情を考慮し約束に特別条項の設定を求める移行経済諸国、輸出補助・国内支持の 2 分野で大幅な成果の先取りを求めるメキシコ、特定の輸出品に対するアクセスの保障を強調する小規模島嶼途上諸国、国家貿易企業・輸出信用の規律を重視するメルコスール諸国など、多種多様な要求が並べられており、一見すると収斂にはほど遠い状況に思われる。しかし、その中からあえて共通の要求を抽出するとすれば、約束にとどまらず実績も含めた、開発途上国の関心品目に対する先進国市場の開放と貿易の拡大、特惠制度の維持や緑の政策の拡充といった形での、開発途上国向け S & D の維持・拡大、以上 2 点を挙げることができる。これらの点で、南北間の経済格差に起因する開発途上諸国の要求の根幹は、それらが置かれた歴史的条件の違いにもかかわらず、60 年代から基本的に変わっていないと考えることもできる。開発途上国が WTO 加盟国の 7 割以上を占めるようになった今日、上記の要求に一定程度応え得る見通しを持った交渉成果が得られなければ、次期交渉における合意を達成することは難しいと予想せざるを得ない。